

山口県報

平成22年
8月24日
(火曜日)

目 次

告示

管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）……………

管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）……………

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（三件）（厚政課）……………

道路の位置の指定（建築指導課）……………

公告

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害者支援課）……………

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

監査公表……………

監査公表……………

山口県告示第二百九十八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十二年八月二十四日

一 講習会の主催者

山口県知事 二井 関 成



山口県告示第二百九十九号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十二年八月二十四日

一 講習会の主催者

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十三年二月十四日（月曜日）から同月二十八日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
萩市見島診療所	萩市見島九五の一	平成二二、五、三一
川岡眼科医院	岩国市麻里布町三丁目六番二二号	平成二〇、〇、三一
萩市見島歯科診療所	萩市見島六五八	平成二二、〇、三一
大谷歯科医院	大字下五間町三五	〃 〃 〃
山一薬局大内店	山口市大内矢田九一〇の一	平成二五、八、一六
わかば薬局	柳井市南町四丁目一番一五号	平成二二、四、三〇
秋本薬局厚狭店	山陽小野田市大字厚狭四六三の一	〃 〃 〃

山口県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萩市見島診療所	萩市見島三五の二	平成二二、六、一
はせがわ耳鼻クリニク	山陽小野田市大字厚狭四五八の一	〃 〃 〃
ハ一モ二一歯科こども歯科	山口市黄金町一二番三三	〃 〃 〃
大谷歯科医院	萩市大字下五間町三六	〃 〃 〃
山一薬局大内店	山口市大内矢田九一〇の一	平成二五、一、一
わかば薬局	柳井市南町四丁目一番一五号	平成二二、五、五
大信薬局徳山店	周南市新宿通一丁目一七	〃 〃 〃
花咲薬局厚狭店	山陽小野田市大字厚狭四五八の七	〃 〃 〃
くるる薬局	熊毛郡平生町大字平生村六七の一	〃 〃 〃

指定訪問看護事業者等 名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名 称	所在地	指 定 年 月 日
一般社団法人訪問看護おかふじ	山口市宮島町二番一〇号	訪問看護おかふじ	山口市宮島町二番一〇号	平成二一、一〇、一

山口県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の種類	廃 止 年 月 日
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問看護ステーション	宇部市大字東須恵三二〇の一	訪問看護	平成二二、三、三一
医療法人鈴木外科医院	萩市大字椿東二六三七の一	通所リハビリテーションかり苑	萩市大字椿東二六三七の一	通所リハビリテーション	〃 〃

山口県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	廃 止 年 月 日
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問看護ステーション	宇部市大字東須恵三二〇の一	介護予防訪問看護	平成二二、三、三一
医療法人鈴木外科医院	萩市大字椿東二六三七の一	通所リハビリテーションかり苑	萩市大字椿東二六三七の一	介護予防通所リハビリテーション	〃 〃

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人真人会	山口市江崎二四五の二	まごころの家 デイサービスセンター	通所介護	平成二二、 六、二八
医療法人鈴木外科医院	萩市大字椿東二六三七の一	萩市大字椿東 デイサービスセンターひかり苑	"	四、一

山口県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人長門市福祉協議会	長門市東深川一三二一の一	長門市協油谷支部居宅介護支援事業所 長門市油谷新別	平成二二、 四、一

山口県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
一般社団法人訪問看護おかふじ	山口市宮島町二番一〇号	山口市宮島町二番一〇号	介護予防訪問看護	平成二二、 一〇、一

医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護ステーションペんぎん	周南市大字須々万本郷二五〇二	"	平成二二、 七、"
医療法人真人会	山口市江崎二四五の二	まごころの家 デイサービスセンター	山口市江崎二四七一の八	介護予防通所介護	"
医療法人鈴木外科医院	萩市大字椿東二六三七の一	萩市大字椿東 デイサービスセンターひかり苑	"	"	四、一
医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	介護予防通所介護	"

山口県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字東豊井字中豊井九九一の八	五・〇	二八・五	一四七・三一



(二七九) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関成



監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成22年8月24日

- 山口県監査委員 伊藤 博
同 秋野 範
同 田 忠二郎
同 津 敏 樹

通知に係る事項

長寿社会課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成20年度における収入証紙による介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の収入については、平成22年5月31日に適正な処理を行った（監査年月日 平成21年9月16日）。

監理課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成20年度における収入証紙による建設業許可申請手数料等の収入については、平成22年5月31日に適正な処理を行った（監査年月日 平成21年10月19日）。

田布施農林事務所

年間の予定使用量を超えて保有していた切手については、平成21年度末現在において適正な保有量となった（監査年月日 平成20年7月25日）。

田布施工業高等学校

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成20年度における収入証紙による入学試験料の収入については、平成22年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成21年12月1日）。

Table with 5 columns: 指定障害福祉サービス事業を, 障害福祉サービス事業を, 障害福祉サービス, 指定年月日, 主たる事務所, 行つ事業所, 所在地, 種類, 居宅介護, 平成二二, 一

(二八〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字山田字天王
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武上一一〇〇番地
徳永 宣久
徳永裕美子
一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市柿の木坂一丁目
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下関市長府松小田本町六番五号
株式会社エムエスコーパーション

平成二十二年八月二十四日印刷

発行人所

山口県知事